

平成13年度“通信教育造船科講座”

注意

受講者番号を間違わぬ必ず
記入してください。そうでない
と返戻できません。

添削問題

船舶関係法規

(第1回)

(1) 受講者番号
及び氏名

番号	第	号	氏名	
----	---	---	----	--

採点		講師印	
----	--	-----	--

(2) 最終投函日 平成13年11月30日

指導欄

問題1. 船舶法に関する次の記述のうち正しいものに○印を、誤っているものに×印を
()の中に記入しなさい。

(1) 船舶法でいう「日本船舶」とは、日本の官庁、日本国民、日本に本店がある会社、日本に主となる事務所がある会社以外の法人が所有する船舶である。ただし、会社については業務を執行する役員の3分の1以上が日本国民であればよい。()

(2) 日本船舶は、試運転、総トン数の測度を受けるとき、その他の正当な事由があるときに船舶を臨時に国内航行させるときは、船舶国籍証書を受ける前に航行してよい。()

(3) 日本船舶は、外国の港を出入するときには船舶の後部に国旗を掲揚しなければならない。()

(4) 船舶所有者は、船舶を修繕又は改造した場合においてその船舶の総トン数に変更を生じたと認めたときには、船籍港を管轄する管海官庁にその船舶の総トン数の改測を申請し、総トン数の改測を受けなければならない。()

問題2. 次の文章は、船舶のトン数測度に関する法律についての記述である。

(1)～(10)の空欄部分について、適切な語句を記しなさい。

(1) : は、1969年の船舶のトン数測度に関する国際条約及び船舶のトン数の測度に関する法律の規定に従って定められる基準によって算定されるトン数であり、主として (2) : に従事する船舶について、その大きさを表すための指標として用いられる。

(3) : は、(1) : の算定の例により算定した数値に、基準として当該数値を定める係数を乗じて得た数値にトンを付して表すものとされており、(4) : は、旅客又は貨物の運送の用に供する場所とされる船舶内の場所の大きさを表す指標として用いられる。

(5) : は、船舶の航行の安全を確保することができる限度内における貨物等の最大積載量を表すための指標として用いられる。

トン数条約をわが国において実施するため、長さ (6) : の外航船について、(1) : の測度を受け、その船舶に対する (7) : を船舶内に備え置かなければ (2) : に従事させてはならないとしている。また、トン数条約において適用が除外されている船舶についても、その船舶が (2) : する上で外国の港に入港した際、その運航の円滑を図るために、(8) : の交付を受けることができる。

船舶を建造したとき、船舶の所有者は、(9) : を定め、その (9) : を管轄する地方運輸局に (10) : の申請をする必要がある。

問題3. 次の文章は、船舶安全法についての記述である。(1)～(8)の空欄部分について、適切な語句を記しなさい。

船舶安全法は、船舶の (1) : の保持と (2) : の保持とを図ることを目的としており、目的を達成するため船舶の構造、設備の (3) : 及び (4) : を受ける義務を定めている。

(4) : の適用となる船舶は、公試運転を行う場合を除いて、(5) : 又は (6) : を受有しなければ、航行の用に供することができない。

船舶安全法のなかでいう「旅客船」とは旅客定員が (7) : 人を超える船舶をいい、「小型船舶」とは総トン数 (8) : の船舶をいう。

問題4. 船舶安全法に関する次の記述のうち正しいものに○印を、誤っているものに×印を（ ）の中に記入しなさい。

- (1) 推進機関を有する長さ 12 メートル未満の船舶（危険物ばら積船及び特殊船を除く。）であれば、すべて船舶検査の対象除外船舶である。（ ）
- (2) 国際航海とは、一国と他の国との間の航海をいう。この場合、一国が国際関係について責任を有する地域又は国際連合が施政権者である地域、例えば、植民地、保護地、委任統治地は、それぞれ別国の國とみなされる。（ ）
- (3) 臨時航行許可証を受有する船舶や試運転を行う場合の船舶は、満載喫水線の標示の適用を免除されている。（ ）
- (4) 近海区域とは、日本国を形成する北海道、本州、九州、四国及びそれに属する特定の島、朝鮮半島並びに樺太本島の海岸から 20 海里以内の水域及び特定の水域をいう。（ ）

問題5. 次の文章は、小型船造船業法についての記述である。(1)～(8)の空欄部分について、適切な語句を記しなさい。

小型船造船業法は、小型船造船業における(1)： の適正な水準を確保することにより、小型船造船業の健全な発展を図るとともに、小型船の船質の向上に資することを目的とする。

総トン数(2)： トン以上又は長さ(3)： メートル以上の小型鋼船（総トン数 500 トン以上又は長さ 50 メートル以上の者を除く。）及び総トン数(4)： トン以上又は長さ(5)： メートル以上の木船の製造又は修繕を行う事業を営もうとする者は、小型船造船業の種類及び(6)： ごとに、国土交通大臣の(7)： を受けなければならぬ。

小型船造船業者は、小型船の製造又は修繕の工事に関する技術上の管理を行わせるため、(6)： ごとに、一定の学歴又は実務の経験を有する(8)： を選任しなければならない。